

災害拠点病院の指定について（諮問）

1 趣旨

厚生連高岡病院から災害拠点病院の指定について申し出があり、国の指定要件を満たしており、本県の災害救急医療体制のさらなる充実にもつながることから、新たに指定するもの。

2 指定理由

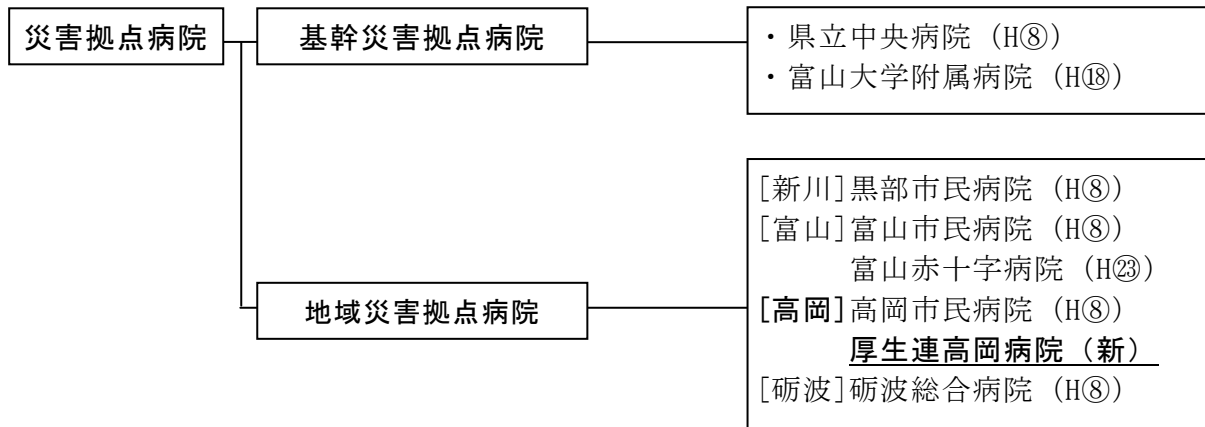
- ◆ 災害拠点病院として必要な施設・設備を有している。（別紙のとおり）
（平成 26 年 11 月にヘリポートを整備）
- ◆ 他の災害拠点病院と同様の災害医療救護活動を行っており、災害救助に対する高いノウハウがある。
- ◆ 高岡医療圏の二次救急（病院群輪番制）へ参加するとともに、救命救急センターでもあるため、救急医療の設備も充実しており、十分な災害医療支援機能を有している。
- ◆ 災害派遣医療チーム（DMAT）を整備し、これまでに東日本大震災や能登半島沖、新潟中越地震、岩手・宮城内陸地震に出動した実績がある。

3 指定予定日 平成 27 年 3 月 26 日（医療審議会諮問日）

（参考）災害拠点病院の概要

次の診療機能を有し、24 時間対応可能な緊急体制を確保している病院で、県が指定するもの。二次医療圏を対象とする「地域災害拠点病院」と、診療機能をさらに強化し、災害医療についての研修機能を併せ持つ「基幹災害拠点病院」がある。

- ① 発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- ② 患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ③ 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- ④ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能



（参考）近県の災害拠点病院数：石川県 10 病院、福井県 8 病院